

【原 著】

学校教職員の不祥事と対策について
—発生促進と抑止要因に注目して—

塚本 千秋

How Must We Treat about the Deplorable Accidents Caused by School Teaching Staff ?
—From Recognition of Promotive Factors and Restraint Factors—

Chiaki TSUKAMOTO

2017

岡山大学教師教育開発センター紀要 第7号 別冊

Reprinted from Bulletin of Center for Teacher Education
and Development, Okayama University, Vol.7, March 2017

学校教職員の不祥事と対策について

— 発生促進と抑止要因に注目して —

塚本 千秋^{*1}

学校教職員の不祥事が社会的に問題になっており、各地の教育委員会は防止対策に追われている。ひとことで不祥事と言うが、誰でも起こしうるくうっかりの連続線上に位置づけられる事案から、通常なら考えられないようなく特異性の高い事案まで、実態は多様である。本稿では、不祥事の種類や頻度、すでに行われている防止策について概観した上で、さらに有効な対策を講じるために、発生を促進する要因や抑止する要因について検討した。

キーワード ; 学校教職員, 不祥事対策, 発生促進要因, 抑止要因

※1 岡山大学大学院教育学研究科

I はじめに

「A 県の中学の教師が 3 年の女子生徒に淫らな行為をした疑いで逮捕された。中学生が親と一緒に警察に相談し、犯行が発覚。警察の調べに男は容疑を認めている (2016 年 8 月)」

「B 県の市立中学校教諭が、無免許運転で逮捕された。普段は自転車通勤だが、急いでいたので車を使ったと供述。2 年前に更新手続きをせず免許は失効していた (2016 年 9 月)」

「C 県の中学校教諭の男が、女子生徒の胸を触ったとして逮捕された。部活動の合宿で、就寝中の生徒に触った疑い。県警は男が他の生徒にも同様の行為をしたとみて調べている (2016 年 10 月)」

いずれもネット上に掲載された最近の記事 (注 1) だが、どのような感想を持つだろうか。小中学生の子どもを持つ保護者なら、「とんでもない教師が多い。これでは子どもを安心してまかせられない」と腹を立てるだろう。育児や教育に無関心な男性なら、「ふーん。なんか最近多いな」と見出しだけで読み飛ばしてしまうかもしれない。一方、学校の実情をよく知る人なら、「ただでさえ教員は忙しいのに、ごく少数の問題者のために、マスコミにたたかれ、管理職に叱られ、教員はますます萎縮してしまうのではないか」と心配する声があがるかもしれない。

どのような現象であれ、立場や価値観により、感想や評価は違って当然であり、上記の三つの声も「それぞれ相応に正しい」と言える。しかし、その現象を問題視して対策を打つ (時間やお金も費やして) となると話は全く別で、その現象を可能な限り正し

く認識することが第一歩となることは言うまでもない。

筆者は犯罪心理学や不祥事対策の専門家ではないが、精神科医および臨床心理士として学校、特に教員のメンタルヘルスにかかわる仕事に従事してきた。本稿ではそうした経験を踏まえ、不祥事の種類や発生頻度を概観した上で、有効な対策を構築する前提となる「不祥事の発生メカニズム」について論じる。

II 不祥事発生時の流れと問題点

1 発生時の流れ

本誌読者には自明のことと思うが、不祥事が起きたときの表面的な流れを確認しておく。

不祥事は後述するように多彩だが、ひとたび発生すると、新聞は「また教員の不祥事」など扇情的な見出し付きで報道し (情報量は新聞地方版で 200 字前後)、テレビの地域ニュースでは、当該自治体の教育委員会 (以下、教委) のトップが頭を下げる映像が放映される。保護者も含む地域住民の教師に対するまなざしは、こうした報道の影響を受けている。

教委は当事者や関係者、管理監督者 (校長等) から聞き取りを行って、事案の概要を把握し、地方公務員法 29 条 (注 2) に則って、処分 (懲戒免職～戒告等) を行う。聞き取りは教委の職員が数回にわたって行うが、犯罪心理学等の専門家ではないため、当事者の発言に基づく事件の時系列レベルに留まりがちで、その行為に至る心理のプロセスが十分に明らかにされていないと言いがたい。さらに重大な事案では逮捕拘留下、ないし起訴～裁判に至るプロセ

ス下での聞き取りとなるため、いっそう不十分になりやすい。

2 問題点

そもそも事件というものは、同じ種類名で呼ばれても、実際には一例ごとに違うものである。ところが昨今の教職員に対する厳しいまなざしを背景に、大多数の自治体教委では「懲戒処分に関する基準」を作成しており、聞き取りで酌むべき事情があることがわかっても、いわゆる事件種別を重視した厳しい処分が下される傾向にあり、例えば猥褻行為や飲酒運転などでは、9割以上が免職～停職になっている。

不祥事が続くと、教育長は各校に「綱紀肅正について」というような通達を出す一方で、校長を集めて「規範意識の徹底」を求める訓示を行う。校長会から戻った校長は、所属の教職員に同様の訓示を行い、職員会議後の時間を割いて、例えば「不祥事を防ぐにはどうすれば良いか」など話し合いを指示する。しかし教職員は多忙で他にも多くの業務を抱えているため、その話し合いも短時間で切り上げざるを得ないことが多い。

処分後のフォローについての規定はなく（毎日の業務記録などが課されているようだ）、免職処分者へは校長が手厚く支援している例もあると聞くが、例外的であろう。当事者による顛末書や手紙が編集されて、不祥事防止の研修に用いられることもある（注3）。

以上が従来の流れである。しかし、こうした上意下達式の説諭だけでは、もはや効果は望めない（例えば猥褻行為で処分された教職員数はここ10年高止まりしている）という認識が各地の教委に広がり、近年では後述のような多彩な対策が実施されるようになった。

Ⅲ 不祥事の種類と頻度

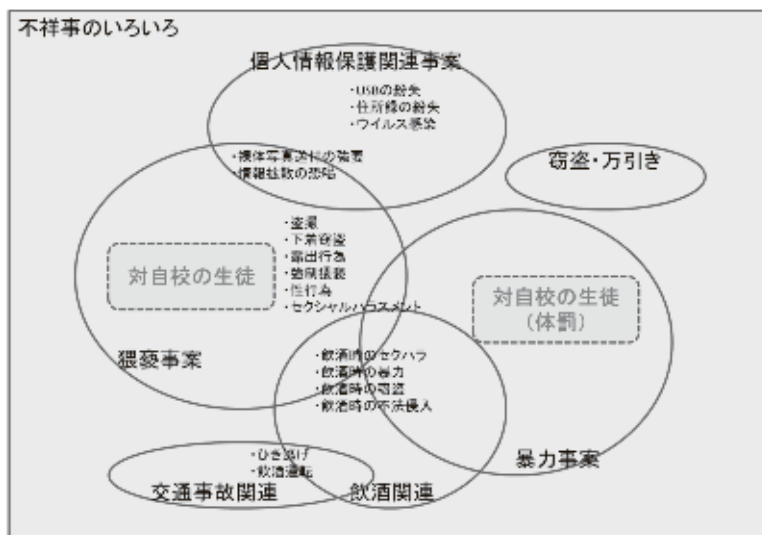
1 種類

行為別の類型を図で示した。

大別すると「猥褻事案」「窃盗・万引き事案」「飲酒関連事案」「交通事故関連事案」「個人情報保護関連事案」「暴力事案」に分かれるが、例えば猥褻事案だけでも、「児童生徒に対する

性（的）行為」や「職場同僚へのセクハラ」、盗撮」や「下着窃盗」など多様であり、さらに「飲酒時の強制猥褻」「SNSを用いて猥褻画像を入手したうえでの脅迫」など、一つの領域に収まらず、問題が重複しているものが少なくない。

また、図中に破線で強調しているが、「所属校生徒への猥褻行為・暴力（体罰）」のように、教師と生徒という関係性を悪用した不祥事にとりわけ注意が必要である。極論するなら、それ以外の不祥事は人間であるかぎり、一定の割合が犯す過ちと見なせるが、これらは社会的特権を用いた搾取であり、たとえ犯罪として軽微でも、倫理的問題は大きい（被害児の被る心的外傷も大きい）と考えなければならない。



2 発生頻度

平成26年度に全国で懲戒処分等を受けた教育職員は9677名で、これは全教育職員の1.05%にあたる（文部科学省，2015）。内訳は飲酒運転50名、体罰952名、猥褻行為等183名となっている。

猥褻行為による被処分者は校種別に小学校50名（在職者に占める割合は0.01%）、中学校68名（同0.03%）、高等学校74名（同0.04%）で、被害者183名のうちわけは、自校児童15名（7.3%）、自校生徒67名（32.7%）、自校卒業生5名（2.4%）となっている。

これらの数字をどう意味づけるかは難しい。0.01%であれ、「ゼロでなければならない」人には容認できないし、加えて暗数の問題、つまり教委が把握していないもの（被害児／者が訴えない、保護者が訴えを表沙汰にしない等）が多数推測されることを考えると、0.01～0.04%つまり「1万名～2千5百名に1

人」という数字は一桁違うのではないか、という生々しい連想を生む。

IV 不祥事対策とその問題点

こうした実態を受け、この10年、各地の教委は協議会や対策委員会を設置して、さまざまな提言を行い、新たな対策を実施している。論文末の表は、筆者が各県教委のホームページで調べた不祥事対策の概要である。対策を大別すると、

- ①意識改革を目指す啓発、セルフチェックの実施
- ②教職員の孤立化の防止（同僚性の向上）
- ③校内ルールの作成とその遵守
- ④教育研修プログラムの改訂とその実施
- ⑤管理職による教職員の行動把握

などであり、近年特に「教育研修プログラム」に力を入れ、講義型の研修をグループワークを含んだ演習に替えたり、事例集を活用しているところが多い。

しかし既に何回も述べたように教員は大変多忙である上、IT活用や発達障害児支援等、多領域の研修が1年を通じて頻繁に行われている。加えて不祥事研修は、翌日から現場で役に立つものでなく（ほとんどの教職員が自分には関係のない話だと思っている）、元気が出る話でもないから（お説教的な内容を連想する）、実施しても教員の肉体的・心理的負担を増やすだけという声もある。

こうした教職員の職場環境や、多くの教職員の心境を考え、筆者は不祥事対策の研修には、以下の4点が重要だと考えるようになった（注4）。

- ①受講者の心情に配慮し、コンパクトにする。
- ②わかりやすい言葉や喩えを用いる。
- ③「なるほど、それなら自分にも当てはまる」と、当事者意識を醸成するものにする。
- ④不祥事理解とは人間理解であり、教職員の本分に密接に関連があるという認識の共有を目指す。

そこで、以下では、3番目の当事者意識の醸成という目的を底流に（つまり生得的と推測されるような異常性愛の事例などは割愛して）、不祥事の発生要因について述べる。参考にした文献はゼーリッヒ（1983）、田口・平ら（2010）等である。

V 不祥事の発生要因

1 発生促進要因

（1）正常性バイアスとそのバリエーション

心理学には正常性バイアスという用語があるが、もっぱら自然災害発生時の備えの怠りを説明する際

に用いられることが多い。すなわち「〇〇では災害が起きたが、たぶん自分の地域では大丈夫だろう」という楽観から、個々の備えを怠るのである。

不祥事についても、「自分は起こすはずがない」「そんなことを起こすのは一部の異常な人間」という誤った認識から、校内ルールを軽視したり、生徒指導についての学習や相互点検を怠ったりする。こうした正常性バイアスに似た心境は次に述べる自己中心的な認識に直結している。

（2）自己の特別視、自己中心的な認識

臨床心理面接では患者（クライアント）と性的な関係に陥ったり、暴力をふるったりするのは、初心者のセラピストよりも、経験を積み技術的にも人格的にも周囲から信頼されているセラピストが多い、と指摘されてきた。教員の場合も、一定の経験を積むと自信が生まれ、例えば非常に依存的になって対応が困難な生徒に対する指導場面で、「自分なら出来る」、あるいは「自分にしか出来ない」と思い上がって同僚や上司への相談を怠り、結局、取り返しのつかない行為に至るという例が散見される。

また宴会時のセクシャルハラスメントなども、飲酒による脱抑制に加え、「自分なら許される」といった自己中心的な意識によって発生することが多い。

（3）学習の不足

上記の自己中心的な生徒指導の例は、生徒指導に関する学習の不足、欠如とみることも出来る。子どもに限らず、頼る相手がいない人間は、優しくしてくれる人に依存するものである。依存してくるのが異性なら、依存される側は心地よさを感じる。そのようにして生まれた関係は、外部から点検を受けていないと（心理臨床ではスーパービジョンという）、抜き差しならない関係性に陥るリスクが高い。それはモラルの問題であると同時に、関係性に関する知識の問題でもある。特に20代、30代の若手の教員の場合は、＜自己の特別視＞という要因よりも、生徒との関係についての＜学習の不足＞要因を大きく捉えるべきであろう。

他の類型では、部活の指導者による体罰も、学習不足から理解可能である。すなわち、当事者には「痛みを持って教えなければ身につかない」という誤った信念があるわけだが、「体罰を用いた指導は有効ではない」という研究結果が出ており、実際に有効な指導法について学習を怠った結果と解釈できる。

その他、個人情報が入った USB の紛失は、機器の取扱法やルールについての学習不足、酒席の翌朝検挙された酒気帯び運転は、飲酒の影響時間についての学習不足と評価すべき側面をもっている。

(4) 露見しなかったという経験

不祥事の中には、よくないことと知りつつ「まあ、いいか」という“緩み”から発生するものがあるが、それがたまたま露見しなかったり、露見しても見て見ぬふりをされてしまうと、一気にその行為に対する抵抗感が薄れ、再犯につながってしまう。

特に盗撮行為や下着の窃盗などは、初回は「つい出来心で」との自覚で始まるが、<露見しなかった>、<強い快感・スリルが得られた>などの体験から動機づけが強まって、“やみつき”になり、犯罪性の自覚のもと再犯を重ねる、と変化する。

それゆえ、こうした行為には周囲が早く気がつくこと、初回からきちんと対処することが重要である。

2 発生抑止要因

ここまで述べてきた発生促進要因の低減が、そのまま抑止につながることは言うまでもない。<客観的に自己をふりかえり、正常性バイアスや自己特別視がないか点検すること><生徒指導の技術や飲酒時の脳や行動への影響について適切に学習すること><小さな問題行動（いわゆる“ヒヤリハット事案”）に適切に対応すること（即処罰という意味ではない）>ということである。

そのほか、発生の抑止の観点から、以下に二つを挙げておく

(1) 職務の適性化と相互援助

教員の激務という問題が指摘されはじめて 10 年以上が経つが、改善されたという話は聞かない。業務改善に役立つと謳われたテクノロジーの進化が、そうした機械操作になじみにくい教職員のストレスを増やしている。

パソコンで行う作業はどんどん増え、結果として職場のパソコンのハードディスクには、様々なファイルがあふれかえっている。そのファイルが重要であればあるほど、ハードディスクのクラッシュに備えて外付けメモリー（USB）にも保存する。USB にデータがあれば持って帰って作業をしたくなる。もちろん情報管理の観点からは許されない行為だが、職務遂行へ努力やリスク分散という側面から否定しきれない行為とも言える。

また多くの教員が事務作業や会議に時間を取られ、「子どもとかかわる時間がない」と嘆いている。もちろん大問題なのだが、その背後には「同僚と雑談する時間もない」という問題も隠れている。後者は相互援助という観点から深刻な問題なのだが、下手に同僚と雑談すると仕事が増えてしまうので（寛容な人よりも強迫的な人の方が職場に受け入れられやすい）、一部の例外を除き、多くの教員は意識的、無意識的に雑談を避けるようになってしまった。

「相互援助をしたくても出来ない」、「他者の干渉は煩わしい」という二つ心境が干渉し合って、教員が孤立しやすくなっている。孤立した人間が、何か強い思いを抱くと、ときにそれは膨張して視野狭窄に陥る。ストーカー事件やいじめによる悲惨な事件報道をよく読むと、加害者の孤独が読みとれよう。

教員に限らず、あらゆる職場、地域で、監視ではない相互の温かい結びつきが求められている。

(2) 心身の健康（うつ病とアルコール依存症）

心身の健康状態が、思考力や判断力に影響力を及ぼすことはよく知られている。近年では高齢ドライバーによる交通事故に関心が集まっているが、加齢による（脳を含む）身体変化が、一瞬の判断や反射的行動を鈍らせているのであろう。

うつ病については、自殺予防という側面から公衆衛生上の関心が高いが、事件や事故にも強い関わりを持っている。障がい者への差別につながりかねないため、あまり論評されないが、うつ病においても判断力の低下が起き、それに加え「どうなってもかまわない」というような自暴自棄的な心境も加わって事件や事故の誘因になっていることは、もっと啓発されてよいであろう。

アルコール依存症については、飲酒運転や飲酒時の暴力のリスクが高いことはもちろん、ギャンブル依存を併発して金銭問題が発生したり、慢性的なアルコールの影響で脳の機能低下が起き、非飲酒時でも判断力の低下から事故を起こしやすく、性格変化からカッとなって暴力をふるいやすいという特徴がある。日本には 200 万人以上のアルコール依存症患者がいると推定されているが、治療を受けている者は数万人に留まる、ということも啓発しておかなければならない。

VI おわりに

本稿を執筆し、印刷にとりかかっていた 2016 年

12月23日、読売新聞は以下のように報じた。「2015年度に猥褻行為やセクハラで処分を受けた公立小中高校の教職員が前年度より19人多い224人に上り、過去最多となったことが22日文科科学省の調査でわかった。相手は自校児童生徒が約4割を占め、SNSを使った交流が発端になったケースも目立った」

この記事を受け、筆者は元原稿から「教師に聖性を求める日本の風土の中で、予防不可能なものまで予防しようとする非科学的議論が横行している」という記載を削らざるを得なくなってしまった（この主張そのものを全面撤回するつもりはない）。

代わりに次のように記述して本稿を締めくくる。

性の問題は、生存・繁殖というイキモノの存在に直結する“摂理の問題”であるとともに、社会的存在となった人間の“道徳の問題”であり、なおかつ、

今日の社会で孤立化を余儀なくされている“関係の問題”である。そのすべてを包括した議論は不可能かもしれないが、少なくとも<異常な人間の異常な行為>といった評論に終始しても、望ましい成果は得られないと思っている。

文献

1) 文科科学省 (2015) : 平成26年度公立学校教職員の人事行政状況調査について. 文科科学省ホームページ.

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinji/136531_0.htm

2) ゼーリッヒ (1983) : 犯罪学, みすず書房

3) 田口・平他 (2010) : 性犯罪の行動科学, 北大路書房

表：各地の教育委員会での取り組み例（年次順）

県教委名	策定年	対策の大綱																								
		コンプライアンス意識の向上							勤務の適性化			機能的な組織構築		働きやすい職場づくり			養成と採用		対児童							
		研修内容の改善	事例集やハンドブック	セルフチェックシート	校長の指導力	月別重点目標	校内ルールの徹底	C意識の学校評価	ノ一部活デー	やりがい感	会議時間短縮	校内組織の見直し	外部の活用	継続的フォロー	メンタルヘルスケア	コミュニケーション促進	悩み相談窓口	メンター制	養成大との協力	採用選考改善	非正規職員への働きかけ	児童の定期的アンケート	児童生徒へのセクハラ教育			
高知県	平成19年	○	○	○								○		○	○											
秋田県	平成21年		○	○																						
熊本県	平成22年	○	○	○																						
長崎県	平成23年	○	○																							
鹿児島県	平成24年	○	○	○								○	○			○	○		○							
栃木県	平成24年	○	○																							
香川県	平成26年	猥褻行為に特化	猥褻行為に特化	○																						
福島県	平成26年	○	○	○																						
千葉県	平成26年	○	○	○											○	○										
島根県	平成26年	○	○	○																						
広島県	平成26年	セクハラ・セクハラに特化	猥褻行為に特化				○					○	○												○	
山形県	平成27年	○			○											○										
愛知県	平成27年	10年目までに特化	猥褻行為に特化			○											○	○	○	○					○	
岐阜県	平成28年	○	○	○		○		○	○		○	○	○		○	○		○								

注1) 実際の記事では自治体名や事件日などが明らかにされている。

注2) 地方公務員法第29条（懲戒）職員が次の各号の一に該当する場合においては、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職をすることができる。一 この法律若しくは第五十七条に規定する特例を定めた法律又はこれに基づく条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規定に違反した場合（以下略）

注3) 当事者の手記は「事件を起こせば、このように悲惨な結果を招きますよ」というように警告として用いられており、「その体験から何を学ぶか」等、研修資料として本来あるべき扱われ方をされていない。

注4) 実はこの4点は筆者が精神科医として地域の支援者や家族に働きかけてきたこと、すなわち精神障害の理解を促しスティグマの軽減をはかる、という作業に酷似している。

Title : How Must We Treat about the Deplorable Accidents Caused by School Teaching Staff ?

Subtitle : From Recognition of Promotive Factors and Restraint Factors

Chiaki TSUKAMOTO^{※1}

Abstracts : Many people pay attention to Deplorable Accidents caused by School Teacher. Therefore the district Board of Education in the whole country is pressing for the measure which prevents such accidents. There are various kinds in a deplorable affair from “something often” to “something extremely rare”. After surveying measures of the current state, I discussed more effective measures from recognition of promotive factors and restraint factors of deplorable accidents, especially studying such behaviors.

Key Word : Deplorable Accidents, Indecent Conducts, Administrative Measure and Punishment, Promotive Factors and Restraint Factors

※1 Graduate School of Education, Okayama University
